

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、下表のとおりです。

注意：10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は、新しい使用料となります。

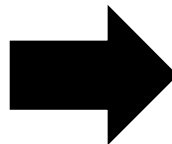
問い合わせ＝中部台管理事務所（☎0598-26-1472）

さんぎんアリーナ（松阪市総合体育館）（☎0598-26-7155）

松阪市ソフトボール場 施設使用料

改正前

時間区分	使用料の額	
	子供・児童・生徒	一般
① 午前9時から午前11時まで ② 午前11時から午後1時まで ③ 午後1時から午後3時まで ④ 午後3時から午後5時までの各2時間につき	270円	540円
松阪市ソフトボール場条例施行規則（平成17年松阪市規則第80号）に規定するところにより、特別に教育委員会の許可を得て前項に定める使用単位の時間を超えて、又は午前9時から午後5時までの時間以外の時間に使用する場合1時間（1時間に満たない時間は1時間とする。）につき	130円	270円



改正後

時間区分	使用料の額	
	子供・児童・生徒	一般
① 午前9時から午前11時まで ② 午前11時から午後1時まで ③ 午後1時から午後3時まで ④ 午後3時から午後5時までの各2時間につき	270円	550円
松阪市ソフトボール場条例施行規則（平成17年松阪市規則第80号）に規定するところにより、特別に教育委員会の許可を得て前項に定める使用単位の時間を超えて、又は午前9時から午後5時までの時間以外の時間に使用する場合1時間（1時間に満たない時間は1時間とする。）につき	130円	270円